

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年8月26日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし
 区分 : 該当なし
 区分 : 該当なし
 その他 : 14 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	計算機用無停電電源装置の警報表示灯点灯試験時、表示灯回路の警報リレー不具合による表示灯不点灯(1個)が認められたため、当該警報用リレーを交換。	G	
2	1号機	直流125V分電盤(1B-1)の漏電警報装置の点検時、各回路の動作電流に管理値外れが認められたため、対応検討。	G	
3	1号機	放射性ドレン移送系高電導度廃液漏えい検出バイパス弁の駆動部点検において、当該弁の部品(消耗品)に手配違いが認められたため、適正な部品を再手配すると共に対応検討。	G	
4	1号機	原子炉補機冷却系第2中間ループ熱交換器(C)伝熱管の渦流探傷検査において、配管減肉(15本)及び伝熱管パッフル部外面減肉(16本)が認められたため、当該伝熱管を交換。	G	
5	1号機	屋外循環水ポンプ周辺のタービン補機冷却系配管(2本)において、外面に腐食が認められたため、当該配管を修理。	G	H22.9.1再審議にてグレード変更「G G」
6	1号機	第21回定期検査において、第22サイクル用燃料取替実施計画に記載される燃料体番号の誤記(6箇所)が認められたため、当該誤記を訂正。	G	
7	2号機	残留熱除去機器冷却系空気貯槽(A)ドレントラップにおいて、開固着が認められ、ドレンファンネルに空気の流出が確認されたため、当該ドレントラップを点検修理。	G	
8	3号機	取水設備スクリーン洗浄ポンプ(A)の吐出圧力計において、ガラスにヒビが認められたため、当該圧力計を交換。	G	
9	1.2号廃棄物処理設備	シャワードレン系バッグフィルタタンク(A)出口配管において、詰まりが認められたため、当該配管を点検清掃。	G	
10	1.2号廃棄物処理設備	洗濯廃液系ろ過器バッグフィルタタンク(A)誘導スリーブにおいて、伸縮不良(固着)が認められたため、当該誘導スリーブを修理。	G	
11	1.2号廃棄物処理設備	洗濯廃液系ろ過器バッグフィルタタンク(B)誘導スリーブにおいて、伸縮不良(固着)が認められたため、当該誘導スリーブを修理。	G	
12	1.2号廃棄物処理設備	シャワードレン系ろ過器バッグフィルタタンク(A)誘導スリーブにおいて、伸縮不良(固着)が認められたため、当該誘導スリーブを修理。	G	
13	1.2号廃棄物処理設備	シャワードレン系ろ過器バッグフィルタタンク(B)誘導スリーブにおいて、伸縮不良(固着)が認められたため、当該誘導スリーブを修理。	G	
14	補助ボイラー	補助ボイラー(A)ガラス水面計において、ガスケット部より漏えい(1滴/5秒)が認められたため、当該水面計を修理。	G	